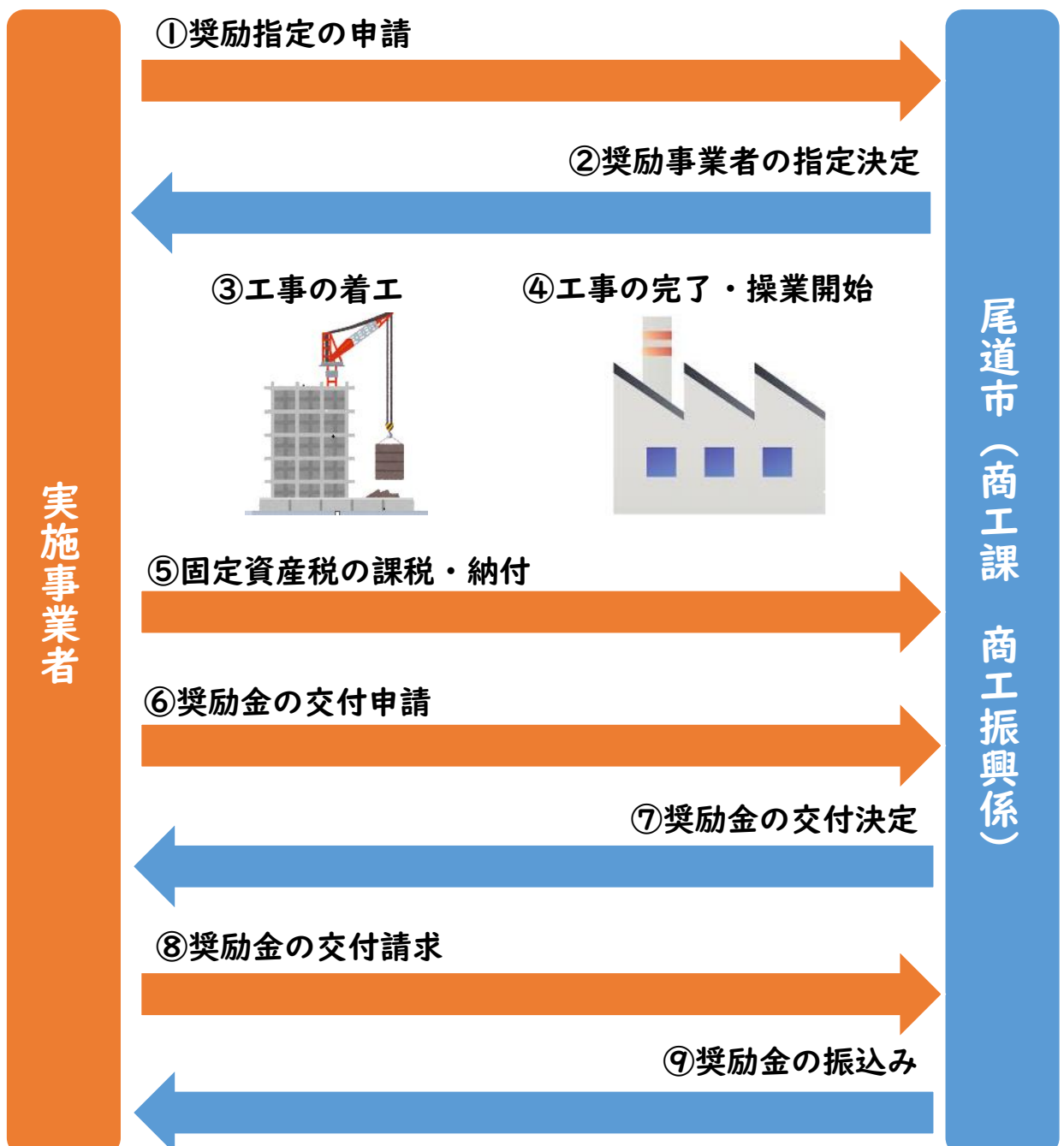


工場等設置奨励金 申請スキーム

- ① 工場等の建設の着手までに、事業計画等を添付し奨励指定申請書を提出する。
- ② 市商工課から奨励指定事業者の決定通知を送られてくる。
- ③ 奨励指定決定通知が届いたら、工場等の建設に着工する。
- ④ 工事が完了し操業を始めたら、領収書を添えて事業完了届(様式第4号)、操業開始届(様式第5号)を尾道市商工課へ提出する。
- ⑤ 固定資産税の課税後、所定の期日までに固定資産税を納付する
- ⑥ 固定資産税を納付した年度の翌年度(4月以降)に、固定資産税を納付したことが確認できる資料(領収証など)を添付し、市商工課へ奨励金の交付申請書を提出する。
- ⑦ 市商工課から奨励金の交付決定通知書と奨励金請求書の用紙が送られてくる。
- ⑧・⑨ 市商工課が奨励金の請求書を受け付けした日から2週間程度で、奨励金が振り込まれる。



雇用奨励金 申請スキーム

- ① 工場等の建設の着手までに、事業計画等を添付し奨励指定申請書を提出する。
- ② 市商工課から奨励指定事業者の決定通知を送られてくる。
- ③ 奨励指定決定通知が届いたら、工場等の建設に着工する。
- ④ 工事が完了し操業を始めたら、領収書を添えて事業完了届(様式第4号)、操業開始届(様式第5号)を尾道市商工課へ提出する。
- ⑤ 奨励指定事業者の決定から操業開始1年後の期間で採用した従業員の名簿等を添えて、市商工課へ奨励金の交付申請書を提出する。
- ⑥ 市商工課から奨励金の交付決定通知書と奨励金請求書の用紙が送られてくる。
- ⑦・⑧ 市商工課が奨励金の請求書を受け付けした日から2週間程度で、奨励金が振り込まれる。

